

ブロック塀の点検をしよう！

あなたの周りにあるブロック塀は、見かけはしっかりしていても安全性に欠けるものがたくさんあります。危険なブロック塀をなくすよう、ブロック塀の自己点検を行いましょう。

*わからない項目については専門家に相談しましょう。



ひとつでも該当していれば、安全性に欠けると考えられるため、改善等を行う必要があるよ！



check!

高さが2mを超える。
(厚さが15cm以上であれば2.2m)

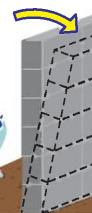
高さ
2m
超え

10cm

厚さが
10cm未満で
ある。

check!

傾きがある。



check!

透かしブロックが連続で配置してある。



check!

ぐらつきがある。

調べる時は、周囲に人がいないか確認して前方に押してみる。

木造住宅の耐震化を進めるために日々努力する3人きょうだい。ブロック塀の安全対策にも取組んでいます！

check!

亀裂・目地割れがある。



check!

縦・横80cm以内
鉄筋が入っていらない。



↓ ブロック塀の高さが1.2m超えの場合 ↓

check!

高さの1/5以上の突出
控壁がない。

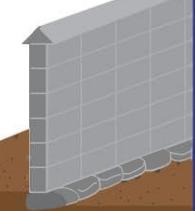
高さの1/5以上の突出



check!

コンクリート基礎がない。

(高さ1.2m超えの場合、根入れの深さ30cm未満である。)





ご存知ですか？

ブロック塀には法律で定められた基準があります。

ブロック塀の安全性の確保は所有者の責任です。

倒れる!!

地震!?



チェック項目に一つでも該当する場合は、安全対策が必要と考えられます。
ぜひご相談ください。



相談窓口

● 関係団体(無料相談申込み先)

(公社)愛知建築士会

052-201-2201

(公社)愛知県建築士事務所協会

052-201-0500

(公社)日本建築家協会 東海支部 愛知地域会

052-263-4636

※上記建築関係団体は、あくまで“相談先”であるため、実際の撤去・現場調査等については、個別に建築士等にご依頼
いただことになります。

ブロック塀等の撤去費用 を補助します。

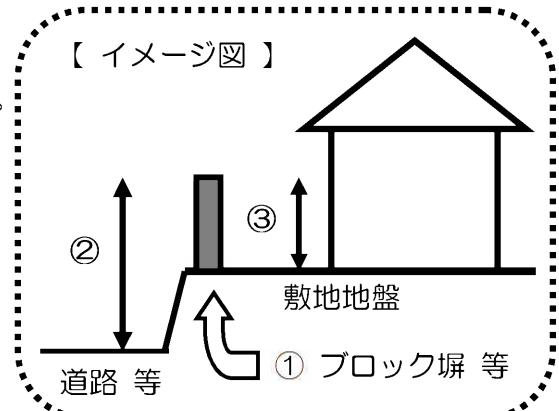
市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、
ブロック塀等を撤去の際に、一定の要件に基づいて補助金を交付
します。



1 補助対象となるブロック塀等

以下のすべてに該当するブロック塀等が補助の対象です。

- ① 道路や公園等に面して設置された、コンクリート
ブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀
- ② 道路等からの高さが 1 メートル以上
- ③ 敷地地盤面からブロック塀等の高さが 60 センチ
メートル以上



2 補助対象となる撤去等工事

市内にある補助対象ブロック塀等を所有者等が撤去する工事が補助の対象です。ただし、以下のいずれかに該当する場合は補助対象外です。

- ・建築物の新築又は改築等の建築の際にブロック塀等を撤去する場合
- ・販売を目的として整地や建物解体工事をする際にブロック塀等の撤去をする場合
- ・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行う場合
- ・対象となるブロック塀等が道路改良等公共事業の補償対象となる場合
- ・一団の土地において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた場合

3 補助の条件

- ・一団の土地における道路等に面するブロック塀等を原則としてすべて撤去すること
- ・ブロック塀等の撤去後、新たなブロック塀等を一団の土地の道路等に面する場所に設けないこと
- ・一団の土地に面する道路が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路の場合は、道路内に工作物を築造しないこと

注意！ すでにブロック塀を撤去している場合は補助を受けられません。補助金交付申請のうえ、
補助金交付決定を受けた後に、工事契約及び工事着手してください。

4 補助金の額

撤去に要した経費と撤去したブロック塀等の延長に 1 メートル当たり 1 万円を乗じて得た額
のいずれか少ない額の 2 分の 1 の額とし、10 万円を限度とします。ただし、その額に千円未
満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

※ 例：ア) 撤去費用 24 万円 ⇒ 24 万円 × 1/2 = 12 万円 (10 万円)
イ) ブロック塀撤去延長 10m ⇒ 10m × 1 万円 × 1/2 = 5 万円
⇒ 補助金額はア・イを比較し、少ない額である 5 万円です。

撤去費補助金を受けるまでの流れ

1 事前相談

- ・補助対象となるブロック塀等・対象工事であるかを都市計画課に確認してください。
(聞き取り内容によっては現地確認をさせていただくことがあります。)

2 「日進市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書」の提出

- ・下記の書類を整えて都市計画課までご提出ください。
- ・現地調査等のうえ、申請から2週間ほどで交付決定通知をいたしますので、交付決定がされるまでは契約・着工はしないでください。

【提出書類】

- ①ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（指定様式）
- ②撤去場所の案内図
- ③撤去工事の内容を表した配置図、立面図等（構造、高さ、長さを明記）
- ④施工業者による撤去工事費の見積書の写し
(補助対象外工事が含まれる場合は内訳書を添付してください)
- ⑤市長が必要と認める書類
(市税の納税証明書、暴力団員等でないことの誓約書（任意様式）等)

3 補助金交付決定

- ・申請内容を確認後、適当と認められる場合に「補助金交付決定通知書」を発行します。

4 撤去の契約及び工事の開始

- ・実績報告において、工事着手前及び工事完了後の現場写真などが必要です。

5 完了実績の報告

- ・撤去工事が完了したら、下記の書類を提出してください。実績報告は、工事完了日から30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに提出してください。

【提出書類】

- ① ブロック塀等撤去工事完了実績報告書（指定様式）
- ② 撤去工事費の請負契約書又は発注書その他の契約日が分かる書類の写し（補助対象外工事が含まれる場合は内訳書を添付してください）
- ③ 撤去工事費の請求書又は領収書の写し
- ④ 工事着手前及び工事完了後の写真
- ⑤ ブロック塀等撤去費補助金誓約書（指定様式）
- ⑥ ブロックの処分先がわかる書類

6 請求書の提出

- ・申請したとおり撤去工事が適正におこなわれていることを確認後、補助金額確定通知書を発行します。通知書を受け取りの際に請求書を提出してください。

問い合わせ先

日進市 都市計画課 都市計画係

電話 0561-73-4139 FAX 0561-73-1821